

平成28年3月14日
土地・建設産業局第1回「ITを活用した重要事項説明に係る社会実験に関する検証検討会」の開催
～不動産取引の社会実験の検証のため有識者等から意見を聴取します～

「ITを活用した重要事項説明※に係る社会実験」の結果検証を目的として、多方面の有識者や実務家からなる「ITを活用した重要事項説明に係る社会実験における検証検討会」を設置し、この度、第1回検討会を開催します。

※宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項説明

< ITを活用した重要事項説明に係る社会実験の概要と経緯 >

不動産の賃貸・売買契約を結ぶ前には、不動産業者から契約に関する重要事項の説明を「対面」で受ける必要があります。

国土交通省では、平成26年度中に開催された「ITを活用した重要事項説明等のあり方に係る検討会」の最終とりまとめに基づき、平成27年8月31日より、賃貸取引と法人間の売買取引に限り、テレビ会議やテレビ電話などのITを活用して対面に準じた説明を可能とする社会実験を実施しております。

社会実験期間中（平成29年1月末までを予定）は、半年に一回程度、検証のための検討会を開くこととしており、本検討会が一回目となります。



< 検討会の詳細情報 >

1. 日時 平成28年3月18日（金）13:00～15:00
2. 場所 東京都港区西新橋1-1-15
TKP新橋内幸町ビジネスセンター ホール611
3. 主な議題（予定） 社会実験の実施状況報告、意見交換 等
4. 委員名簿 別紙の通り
5. その他
 - ◆席の都合上、報道関係者に限り傍聴が可能です。希望される方は3月16日（水）17:00までに別紙2に必要事項をご記入の上、以下の問い合わせ先まで、FAXにてお送り下さい。
 - ◆カメラ撮りは、冒頭のみ（議事開始まで）といたします。
 - ◆議事概要等については、後日、国土交通省のホームページに掲載する予定です。

< お問い合わせ先 >

国土交通省 土地・建設産業局 不動産課 片川、池田、和田
TEL:03-5253-8111（内線：25130、25119）
FAX:03-5253-1557